

## 氷見市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市小規模事業者経営改善資金利子補給金（以下「補給金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和33年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）に保有されている者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者に保有されている者

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 主たる事業所の所在地 「法人税確定申告書別表第一」に記載された納税地、「所得税の青色申告決算書」又は「所得税の収支内訳書」に記載された事業所所在地をいう。

(3) 基準利率 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の小規模事業者経営改善資金（以下「資金」という。）の貸付利率を参考に市長が定める率をいう。

(補給金の交付)

第3条 市長は、中小企業者の資金繰りに係る負担軽減及び経営の安定を図るために、公庫の資金の融資の実行を受けた者に対し、予算の範囲内において、補給金を交付する。

(補助対象者等)

第4条 補給金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当

する者とする。

- (1) 市内に主たる事業所の所在地を有する中小企業者
- (2) 令和4年4月1日以降に資金の融資を受けた者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 氷見市暴力団排除条例(平成24年氷見市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団でない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者

(補給金の額)

第5条 補給金の額は、1件の融資に係る利子(融資を受けた日の属する月から23月を経過した日が属する月までに支払った利子に限る。ただし、延滞に係る利子を除く。以下同じ。)に相当する額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国や県、その他の機関から前条第2号に規定する資金の融資に係る利子の補給を受けた場合は、1件の融資に係る利子から当該補給を受けた額に相当する額を差し引いた額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第1項の融資の額が1者あたり1千万円を超えるときは、融資の額を1者あたり1千万円として補給金の額を算出する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第1項の融資の額の利率が基準利率を超えるときは、基準利率を上限として補給金の額を算出する。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補給金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、歴年ごとに利子補給金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該歴年の12月31日が属する会計年度の1月31日までに氷見商工会議所を経由して市長に提出するものとする。ただし、第2号及び第3号の書類については、2年目以降の申請において融資の内容に変更がない場合は、提出を省略することができる。

- (1) 誓約書兼市税納付状況確認書(様式第2号)
- (2) 融資実行を示す書類の写し
- (3) 返済の計画を示す書類の写し
- (4) 利子の支払を証明する書類の写し(当該歴年の1月から12月までの支払分)

(交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、  
適当と認めるときは補給金の交付を決定するとともに額を確定し、当該補助  
申請者に通知するものとする。

(調査)

第8条 市長は、補給金に関し必要と認めるときは、補助申請者に対し、関係  
帳簿等の提出を求めることができる。

(交付決定の取り消し等)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補給金  
の交付を受けたときは、補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交  
付した補給金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。